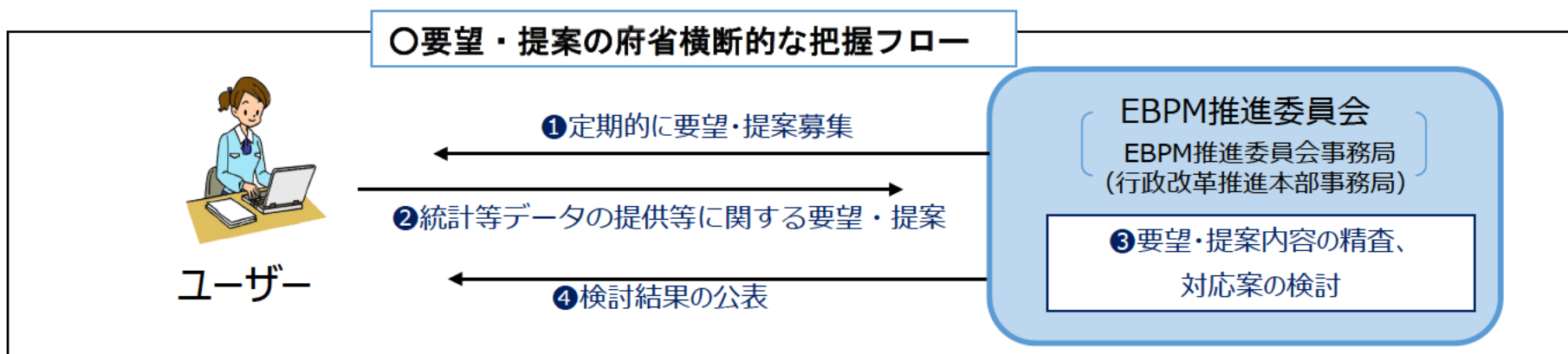


「統計等データの提供等の判断のための ガイドライン」に基づく取組について

内閣官房行政改革推進本部事務局
令和4年6月17日

統計等データの提供等に関するユーザーからの要望・提案 募集について（1/4）

- EBPM推進委員会は、統計等データの提供等に関するユーザーからの要望・提案の通年募集（令和2年12月～）を実施
- 今回は、令和3年4月1日～令和3年9月30日に受け付けた要望・提案について、第1回EBPM推進委員会幹事会（令和4年3月3日）において検討した結果を報告



募集概要

- 対象募集期間：令和3年4月1日から令和3年9月30日まで
- 募集場所：内閣官房行政改革推進本部事務局HP (<https://www.gyokaku.go.jp/ebpm/guideline/index.html>)
- 本募集への周知・協力依頼をお願いした学会等
日本経済学会、日本社会学会、日本政治学会、日本評価学会、医療経済学会、日本人口学会、日本統計学会
日本応用統計学会、日本計量生物学会、日本品質管理学会、日本農業経済学会、日本交通学会、観光学術学
会、日本観光学会、日本建築学会、統計数理研究所

統計等データの提供等に関するユーザーからの要望・提案 募集について（2/4）

募集結果及び要望・提案への対応

○ 1 件の要望・提案を受け付け

【提案内容別内訳】

1. 調査対象者の負担軽減の要望：1 件

【提案者所属別内訳】

個人：1

⇒各要望・提案について、各府省及び行革事務局において作成した対応案を、第1回EBPM推進委員会幹事会（令和4年3月3日）において検討し、行革事務局HP上で公表済み

○ 今回の検討結果については、令和5年1月頃を目途にフォローアップを実施予定

統計等データの提供等に関するユーザーからの要望・提案 募集について（3/4）

1. 調査対象者の負担軽減の要望

No	要望・提案名	具体的な要望・提案の内容とその理由	検討結果の内容
1	経済センサスの中止	<p>何の役にたっているかもわからないデータを決算書や、帳簿をみながら入力しなければいけないのは、企業、特に中小零細企業の担当者にとって無駄な労力です。入力したら、法人税でも減免されるなら頑張りますが、一切のメリットはありません。一般企業は、情報（データ）が欲しければお金を払って収集（購入）するのが常識です。なぜ、官庁は、国民に無償の労力を強いて、情報を吸い上げる権利があるのでしょうか？しかも、漠然とした経済指標をつくって、役にたっているとも考えられない。一度、中止すべき。そして、<u>明確な目的、結果を示して、データの収集の意味を公示し、対価を支払って収集すべき。</u>当たり前のことを当たり前にすることが、行政には欠如しています。</p>	<p>経済センサス - 活動調査は、我が国の全産業分野におけるすべての事業所及び企業の経済活動の状態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の基礎となる母集団情報の整備を図ることを目的とした、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査です。</p> <p><u>調査の結果は、地方消費税の都道府県間の清算を行うための基礎資料などの各種法令に基づく利用及び各種政策立案のための利用のほか、事業者の皆様方においても、地域ごとの既存店舗の状況を把握するなど、新規店舗の出店計画のための基礎資料などとして活用していただいております。</u></p> <p>また、調査事項については、法令等との関係や施策への利活用といった有用性、記入者が設問を正しく理解し記入できるかといった正確性の確保など様々な観点から総合的な検討を行い、調査の実施計画案を策定の上、有識者からなる統計委員会の諮問・答申を受けて承認されています。</p> <p><u>引き続き、記入者の負担軽減等の観点から見直しの検討を行うとともに、実施の際には調査の目的等について広報に努めてまいります。</u></p>

統計等データの提供等に関するユーザーからの要望・提案 募集について（4/4）

第2回要望・提案への検討結果のフォローアップ

- 第2回募集（令和元年9月～10月募集）に対する回答（令和2年11月公表）が対象
- 要望・提案のあった17件のうち、検討結果時点で対応済（※）のもの6件を除く、11件についてフォローアップを行い、その結果は資料●-2のとおり
（第1回EBPM推進委員会幹事会（令和4年3月3日）にて公表済み）
※「検討結果の内容」において、要望・提案されているデータを案内しているもの及び対応が困難と判断がなされているもの

【検討結果を受けた対応状況（例）】

要望・提案名	検討結果の内容	検討結果を受けた対応状況
NDBオープンデータの二次医療圏別集計の範囲拡大とレセプト病名の公開	二次医療圏での集計の拡充については引き続き「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」にて検討してまいります。 (略)	○令和元年に公表した第4回NDBオープンデータから一部の医科診療行為について二次医療圏別の集計を開始し、令和3年に公表した第6回NDBオープンデータでは全ての医科診療行為・歯科診療行為・特定健診に拡大しました。今後も継続して二次医療圏別の集計を進めていく予定です。 (略)